

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（整備計画） 第五条 略 2・3 略</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、当該指定都市）の意見を聴かなければならない。</p> <p>（費用の負担） 第二十条 高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、国がその四分の三以上で政令で定める割合を、都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における高速自動車国道にあつては、当該指定都市。以下この章において同じ。）がその余の割合を負担する。</p> <p>2 前項の規定により都道府県が負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければ</p>	<p>（整備計画） 第五条 略 2・3 略 （新設）</p> <p>（費用の負担） 第二十条 高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、国の負担とする。</p> <p>2 国は、高速自動車国道の存する都道府県が著しく利益を受ける場合においては、別に法律で定めるところにより、当該高速自動車国道の</p>

ならない。

(共用高速自動車国道管理施設の管理に要する費用)

第二十条の二 前条第一項の規定により国及び都道府県の負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用で共用高速自動車国道管理施設に関するものについては、国土交通大臣及び他の道路の道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

(兼用工作物の費用)

第二十一条 第二十条第一項の規定により国及び都道府県の負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用で当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2・3 略

管理に要する費用の一部を当該都道府県に負担させるものとする。

(共用高速自動車国道管理施設の管理に要する費用)

第二十条の二 前条第一項の規定により国の負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用で共用高速自動車国道管理施設に関するものについては、国土交通大臣及び他の道路の道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

(兼用工作物の費用)

第二十一条 第二十条第一項の規定により国の負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用で当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2・3 略

改 正 案

現

行

			<p>（国の負担又は補助の割合の特例等）</p> <p>第二百五条 沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。</p> <p>二〇七 略</p>		
			<p>別表（第二百五条関係）</p>		
五	略	項	事業の区分	略	国庫の負担又は補助の割合の範囲
道路	略				
<p>道路法第二条第一項に規定する道路の新設、改築</p>			<p>十分の九・五（道路法第十三条に規定する指定区間内の国</p>		
			<p>（国の負担又は補助の割合の特例等）</p> <p>第二百五条 沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。</p> <p>二〇七 略</p>		
			<p>別表（第二百五条関係）</p>		
五	略	項	事業の区分	略	国庫の負担又は補助の割合の範囲
道路	略				
<p>道路法第二条第一項に規定する道路の新設、改築</p>			<p>十分の九・五（道路法第十三条に規定する指定区間内の国</p>		

略	
略	
略	及び修繕並びに高速自動車国道及び同法第十三条に規定する指定区間の国道の維持その他の管理
略	道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から復帰協定の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものの取得及び賃借にあつては十分の十、国以外の者の行う事業にあつては十分の九)以内

略	
略	
略	及び修繕並びに同法第十条に規定する指定区間の国道の維持その他の管理
略	道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から復帰協定の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものの取得及び賃借にあつては十分の十、国以外の者の行う事業にあつては十分の九)以内

改 正 案	現 行
<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第三条 この会計においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。</p> <p>一 次条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入</p> <p>二 第四条の規定による一般会計からの繰入金</p> <p>三 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（第二条第三項ただし書、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）（第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）（第二十二條第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）（第六条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）（第二十二條第一項若しくは第三項又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（第六六条第五項の規定に基づく都道府県等の負担金（以下「地方負担金」という。））</p> <p>四 道路法第三十一条第一項、第五十四条の二第二項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項若</p>	<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第三条 この会計においては、次条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入、第四条の規定による一般会計からの繰入金、道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（第二条第三項ただし書、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）（第二十二條第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）（第七条第一項、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（第六六条第五項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）（第二十二條第一項若しくは第三項の規定に基づく都道府県等の負担金（以下「地方負担金」という。））、道路法第三十一条第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項若しくは第六十二条、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項若しくは第十九条の規定による国以外の者の負担金、道路法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益</p>

しくは第六十二条、高速自動車国道法第二十条の二若しくは第二十一条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項若しくは第十九条の規定による国以外の者の負担金

五 道路法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金

六 受託工事に係る納付金

七 第十条第一項の規定による借入金

八 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の第三項、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条第一項又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項の規定による貸付金の償還金

九 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十三条第三項の規定による納付金

2 | この会計においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

者負担金、受託工事に係る納付金、第十条第一項の規定による借入金、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の第三項、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項の規定による貸付金の償還金、独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十三条第三項の規定による納付金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、道路整備事業に要する費用、附帯工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事のうち国が北海道又は沖縄県で行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費その他第五条第一項の規定による一般会計への繰入金に相当する費用を除く。）、第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第五条第一項の規定による一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（新設）

一 道路整備事業に要する費用、附帯工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事のうち国が北海道又は沖縄県で行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費その他第五条第一項の規定による一般会計への繰入金に相当する費用を除く。）

二 第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子

三 第五条第一項の規定による一般会計への繰入金

附則

1
18 略

19 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三条及び第四条の規定の適用については、第三条第一項第二号中「第四条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「第四条又は附則第二十一項若しくは第二十四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第八号中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（

附則

1
18 略

19 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三条及び第四条の規定の適用については、第三条中「第四条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「第四条又は附則第二十一項若しくは第二十四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）

昭和三十一年法律第七号)第八条の三第一項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十条第一項」とあるのは、「都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項」と、同条第二項第三号中「繰入金」とあるのは「繰入金、附則第二十項、第二十二項、第二十三項又は第二十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄

第八条の三第一項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十条第一項」とあるのは、「都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項」と、「第五条第一項の規定による一般会計への繰入金」とあるのは、「第五条第一項の規定による一般会計への繰入金、附則第二十項、第二十二項、第二十三項又は第二十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、「並びに附属諸費」とあるのは、「道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、沖縄振

振興特別措置法附則第六条第九項の規定による補助金又は負担金」と、第四条中「の交付」とあるのは「の交付、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるもの」とする。

20
26 略

27 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条第一項第八号の規定の適用については、同号中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項」とあるのは、「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項、本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法

興特別措置法附則第六条第九項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項の規定による補助金又は負担金並びに附属諸費」と、第四条中「の交付」とあるのは「の交付、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるもの」とする。

20
26 略

27 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条の規定の適用については、同条中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項」とあるのは、「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項、本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号

律第八十一号) 附則第十四条第一項」とする。

28 略

29 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条第一項第八号の規定の適用については、同|号|中「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号) 第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号) 第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。

(附則第十四条第一項」とする。

28 略

29 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条の規定の適用については、同|条|中「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号) 第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号) 第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。